

令和6年1月31日
大宮駐屯地業務隊総務科

仕様書

1 件名
紙くず売扱い

2 履行場所
埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地7 陸上自衛隊 大宮駐屯地

3 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 紙くずの種類及び予定数量

種別	予定数量 (Kg)
裁断紙	18,000
古紙(ダンボール)	7,200
古紙(新聞・雑誌)	5,400

5 条件

(1) 収集要領

- ア 大宮駐屯地内(駐屯地ごみステーション)の紙くずを収集する。収集場所は別紙のとおり。
- イ 収集時期は、毎週木曜日(祝・祭日を除く)1300~1600とする。
上記以外にも官側が要求した場合においては、収集を実施するものとする。
- ウ 請負者は、収集・運搬作業にあたって環境の保全に努め、委託者の業務に支障を与えないようを行う。
- エ 作業に際し、廃棄物等が散乱した場合は、速やかに清掃をする。
- オ 収集作業は官側係官の監督・指示により収集する。また、1ヶ月の収集量を計量報告書及び月間収集報告書により報告するものとする。

(2) 負担事項

この作業に必要な車両、器材及び消耗品等は請負者の負担とする。

(3) 情報漏えい防止

収集・運搬期間中、知りえた情報を他に漏らしてはならない。また、収集・運搬・処理終了後も同様とする。

(4) 大宮駐屯地への出入りについては、駐屯地で定めた関係規則に基づく手続きを行い諸規定に従うものとする。

(5) 賠償責任

収集・運搬中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び賠償する。

(6) 協議

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、協議により定めるものとする。

ゴミステーション紙くず収集場所

